

○木更津市入札約款

(昭和50年7月1日決定)

改正	昭和55年10月 1日	平成15年 3月31日
	昭和60年 3月30日	平成25年 4月 1日
	昭和62年 2月20日	平成26年 4月 1日
	平成 4年 1月31日	令和元年 9月20日
	平成12年 3月31日	

(目的)

第1条 木更津市が発注する建設工事又は製造の請負、測量及び設計等の委託、役務の提供、物件の購入並びに賃貸借に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計書、図面、仕様書、契約書案（以下「設計図書等」という。）及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、設計図書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、封かんのうえ封筒に入札参加者名を表記し、公告又は通知書に示した日時までに入札場所に参集し、提出しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札の前に入札委任状（別記第1号様式）を提出しなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に誓約書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 入札参加者は、入札書を提出した後は、入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

(入札辞退)

第3条 一般競争入札において入札参加申請をした者又は指名競争入札において指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退する場合は、その旨を、次の各号により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（別記第3号様式）を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退の旨を明記した入札書を、封かんのうえ封筒に入札参加者名を表記し、入札と同様の方法で提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が1人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめ、入札参加者が一堂に会しない入札は、取りやめないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、入札書の提出又は第3条第2項第2号の規定による入札辞退にかかる書面の提出が複数の者により行われ、開札の結果入札参加者が1人であることが判明した場合で、入札の競争性が保たれていたと認められる場合は、入札の取りやめはしないものとする。

(無効となる入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 記名押印を欠く入札

(3) 金額を訂正した入札

(4) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 入札書に入札積算見積内訳書の添付を条件とした入札において、入札積算見積内訳書の添付がない入札又は入札書と入札積算見積内訳書の整合性のない若しくは入札積算見積内訳書に不備のある入札

- (6) 明らかに連合であると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 再度入札の場合においては、前回の最低入札価格以上の入札
- (9) 予定価格を事前に公表した場合においては、予定価格に110分の100を乗じた額を超える入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札
(落札者の決定)

第6条 最低制限価格を設けた入札においては、入札参加資格があると確認された者のうち予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けない入札においては、入札参加資格があると確認された者のうち予定価格以下で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、施行令第167条の10第1項並びに第167条の10の2第1項及び第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により契約を締結しようとする場合の落札者の決定方法は別に定める。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 前条前段の入札において、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 入札参加資格を入札後に審査する入札においては、前項のうち「落札者」とあるのは「入札参加資格の審査順位」と読み替える。この場合において、審査順位が上位の者に入札参加資格があると確認されれば、下位の者の審査は行わず、当該審査対象者を落札者と決定する。

3 前2項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第8条 第6条前段の入札において、開札をした結果、各人の入札のうちに、落札となる価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は原則として1回までとする。

2 再度入札に参加できる者は、前回の入札に参加した者で、最低制限価格を設けた入札においては最低制限価格を下回る入札をした者を除く者とする。ただし、入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、市長の承認を得て、この期間を延長することができる。

2 前項の規定は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条に規定する契約に係る仮契約を含む。また、当該契約において、前項の規定中「落札決定の日」とあるのは「議会の議決のあった日」と読み替える。

3 落札者が前2項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

（異議の申立）

第10条 入札をした者は、入札後この約款、設計図書等及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この約款は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この約款は、昭和55年10月1日から施行する。

（経過規定）

2 この約款施行の際、改正前の木更津市入札約款の規定に基づき作成された様式については、当分の間引続き使用することができる。

附 則 （昭和60年3月30日）

この約款は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則 （昭和62年2月20日）

この約款は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則 （平成4年1月31日）

この約款は、平成4年4月1日から実施する。

附 則 （平成12年3月31日）

この約款は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 （平成15年3月31日）

この約款は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 （平成25年4月1日）

この約款は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 （平成26年4月1日）

この約款は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 （令和元年9月20日）

この約款は、令和元年10月1日から実施する。

誓 約 書

1 工事等名

上記工事等の入札に際し連合等により入札の公正を害する様な行為をいたしませんことを誓約いたします。

なお、これに違背した場合には、貴市からいかなる処置をとられても異議ありません。

年 月 日

入札者

住 所

氏 名

(代理人)

印

印

木更津市長

様

入 札 辞 退 届

工事等名

上記工事等について、下記の理由により入札参加を辞退します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

木更津市長

様

記

辞退理由

- 1 手持ち工事等が多く、更に工事等を受注することが困難である。（向こう 月程度）
- 2 この工事等を受注した場合、技術者の確保が困難である。
- 3 作業員の確保が困難である。
- 4 会社（個人企業の場合には個人）の都合による。
- 5 その他（ ）

辞退理由のうち、該当するものの番号に○印を付けてください。

1 の場合には、受注困難である月数を記入してください。

5 の場合には、簡潔に理由を記入してください。

【注意事項】

- 1 この届は、入札執行前には、契約担当者に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）してください。
- 2 入札執行中には、この届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出してください。
- 3 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。